

## 1. 大気汚染物質年間測定結果用語について

### (注一) 大気汚染に係る環境基準

項目	基準値
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
非メタン炭化水素	(非メタン炭化水素の指針値) 午前6時～9時の平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること

#### 環境基準の評価方法について

##### (1) 短期的評価(二酸化窒素以外)

測定を行った日の1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値について、環境基準と比較して評価を行う。

##### (2) 長期的評価

##### (ア) 二酸化窒素(年間98%値)

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値(365日分の測定値がある場合、低い方から358番目の値)を環境基準と比較して評価を行う。

##### (イ) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素(2%除外値)

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合、高い方から7日分の測定値)を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

#### 有効測定局について

評価は有効測定局の結果を用いて行う。

有効測定局とは、それぞれの項目について年間の測定時間が6000時間以上の測定局のことをいう。ただし、光化学オキシダントは昼間の測定値(6～20時の1時間値)を1時間以上有する測定局であり、非メタン炭化水素は6～9時までの3時間連続して測定した測定値を全て有する測定局である。

### (注二) 1時間値

大阪府では1時間値は毎30分から次の30分まで測定した値であり、後の時刻を測定値の時刻とする。例えば、6時の1時間値とは5時30分から6時30分までの測定値である。

### (注三) 有効測定日数、昼間有効測定日数並びに6～9時における測定日数

有効測定日数は二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素について、測定値を20時間以上有する日の総和である。

昼間有効測定日数は光化学オキシダントについて、昼間の測定値(6～20時の1時間値)を1時間以上有する日の総和である。

6～9時における測定日数はメタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素について、6～9時までの3時間の連続した測定値をすべて有する日の総和である。

### (注四) 日平均値

日平均値は二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素それぞれの測定値を20時間以上有する有効測定日の1時間値の算術平均値である。

### (注五) 年(月)平均値、昼間の年(月)平均値及び6～9時における年(月)平均値

年(月)平均値、光化学オキシダントの昼間の年(月)平均値及びメタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素の6～9時における年(月)平均値は、次式により算出する。

年(月)平均値 = 年(月)間の測定値の総和 / 測定時間数

昼間の年(月)平均値

= 年(月)間の昼間の測定値(6～20時の1時間値)の総和 / 年(月)間の昼間の測定値の測定時間の総和

6～9時における年(月)平均値

= 年(月)間の6～9時の測定値の総和 / 年(月)間の6～9時の測定時間の総和

### (注六) 6～9時における3時間平均値、8時間平均値

6～9時における3時間平均値とはメタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素について、6～9時までの3時間の連続した測定値の算術平均値である。ただし、この時間帯の測定値に1時間でも欠測がある場合、この日の3時時平均値は欠測とする。

8時間平均値とは一酸化炭素について、1日の測定時間のうち、連続した8時間(0～8時、8～16時、16時～24時の3時間帯)の測定値の算術平均値である。ただし、8時間のうち6時間以上測定した場合は有効とするが、5時間以下の場合はこの時間帯の8時間平均値は欠測とする。

(注一七) 継続局

継続局とは、10年間継続して測定を行い、かつ有効測定局である局のことをいう。

(注一八) 測定方式

測定は、下表に示す方式により実施している。

測定項目	測定方式
窒素酸化物(一酸化窒素、二酸化窒素)	吸光光度法 化学発光法(乾式)
光化学オキシダント	吸光光度法 紫外線吸収法(乾式)
炭化水素(全炭化水素、非メタン炭化水素)	ガスクロマトグラフ法
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法
二酸化硫黄	溶液導電率法 紫外線蛍光法(乾式)
一酸化炭素	非分散型赤外線吸収法

なお、平成20年3月31日現在若しくは測定終了時点で、測定方式を乾式で実施している測定局については備考に「\*」を示す。

窒素酸化物、光化学オキシダント及び二酸化硫黄の各項目については、平成8年10月から乾式測定法が環境基準の公定法に追加された。大阪府域では、平成9年度から光化学オキシダントと二酸化硫黄について、平成10年度から二酸化窒素について、乾式法による測定を一部測定局で開始した。

(注一九) 令別表第3の区分

令別表第3の区分とは、大気汚染防止法第5条の2第1項の政令(施行令第7条関係)で定める地域(硫黄酸化物の排出基準に係る地域による区分)および第3条第2項第1号の政令(施行令第5条関係)で定める指定地域(硫黄酸化物及び窒素酸化物による)による区分である。

令別表第3	地域区分
第58号に掲げる区域	大阪市、堺市(美原区を除く)、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、交野市及び泉北郡の区域
第59号に掲げる区域	岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉南郡、堺市(美原区)

(注一十) 用途地域

用途地域の欄は、次の区分に従って記入している。

- 第一種低層住居専用地域 = 住
- 第二種低層住居専用地域 = 住
- 第一種中高層住居専用地域 = 住
- 第二種中高層住居専用地域 = 住
- 第一種住居地域 = 住
- 第二種住居地域 = 住
- 準住居地域 = 住
- 近隣商業地域 = 商
- 商業地域 = 商
- 準工業地域 = 準工
- 工業地域 = 工
- 風致地区 = 風致
- 臨港地区 = 臨港
- 工業専用地域 = 工専
- 都市計画区域で上記のいずれにも該当しない地域 = 未
- 都市計画区域以外の地域 = 他

(注一十一) 一の表記について

環境基準達成状況の欄及び指針値の達成状況の欄の一は、有効測定局でないことを示す。